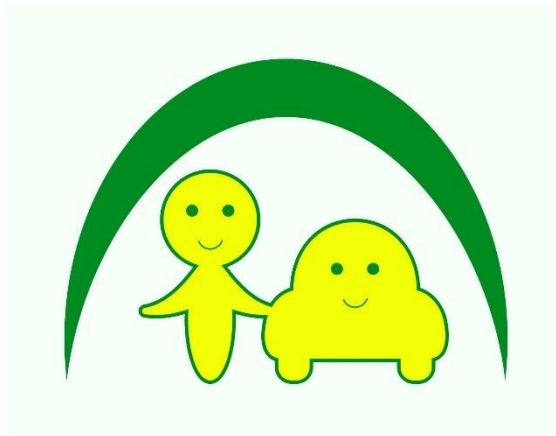


交通事故相談の概要

令和5年度相談実績



青森県交通安全シンボルマーク

青森県交通・地域社会部 地域生活文化課
青森県交通事故相談所

は じ め に

青森県交通事故相談所の運営につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、昭和42年に交通事故相談所を開設して以来、専門の相談員が交通事故に遭われた方々の様々な悩みや問題の早期解決のため、中立公正な立場から助言と指導を行って参りました。

また、当相談所では、遠隔地の方の相談に対応するため、事前予約により県内5か所（弘前市・八戸市・五所川原市・十和田市・むつ市）での移動相談も実施しています。

近年、交通事故は減少傾向で推移していましたが、令和5年は前年から増加に転じ、それに伴い、当相談所における相談受理件数も増加しています。

更に、取り扱う相談内容は専門的で多岐にわたっており、いずれも相談者にとって切実な問題となっています。

今後、相談者の心情に配慮した相談業務の推進に努め、県民の身近な交通事故相談窓口として、広く御利用いただけるよう努力して参りますので、当相談所に対する更なる御指導、御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

この交通事故相談の概要は、令和5年度中に青森県交通事故相談所が取り扱った内容を取りまとめたものであり、皆様の御参考となれば幸いです。

令和6年6月

青森県交通事故相談所長

目 次

I	青森県交通事故相談所の概況	1
II	交通事故相談受理状況	
1	相談件数の推移	2
2	令和5年度の交通事故相談の状況	
(1)	月別相談件数	2
(2)	相談者の市町村別相談件数	3
(3)	相談者と事故当事者との関係	3
(4)	被害者・加害者の別	3
(5)	新規相談・継続相談の別	4
(6)	相談方法の別	4
(7)	相談内容別の相談件数	4
(8)	援護機関の紹介・あっせん件数	4
3	令和5年度の新規面接相談（来所・移動）の状況	
(1)	事故種別	5
(2)	事故発生から相談までの期間	5
(3)	交通事故相談所を知った方法	5
(4)	物損事故・人身事故の別	5
III	令和5年度の移動相談等の状況	5
IV	参考資料	
1	青森県交通事故相談所設置要綱	6
2	青森県交通事故相談所運営要領	7

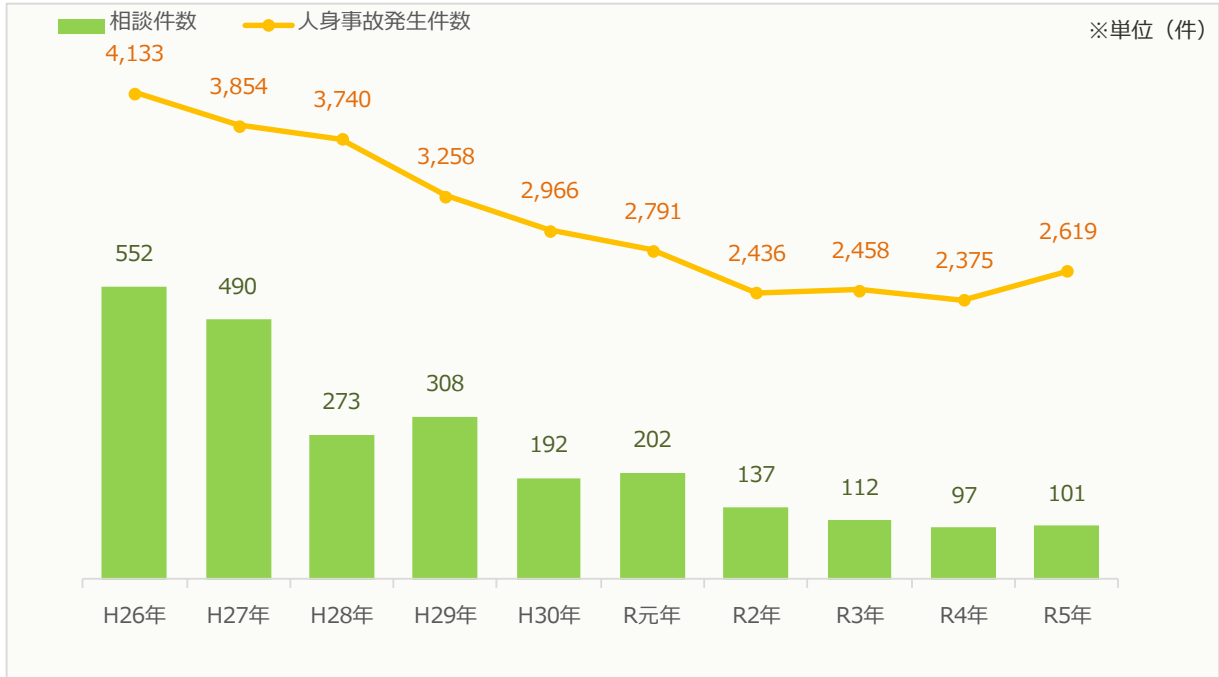
II 交通事故相談受理状況

1 相談件数の推移

・令和5年度相談件数 101件（前年比+4件）

※単位（件） 人身事故発生件数は暦年、相談件数は年度で集計

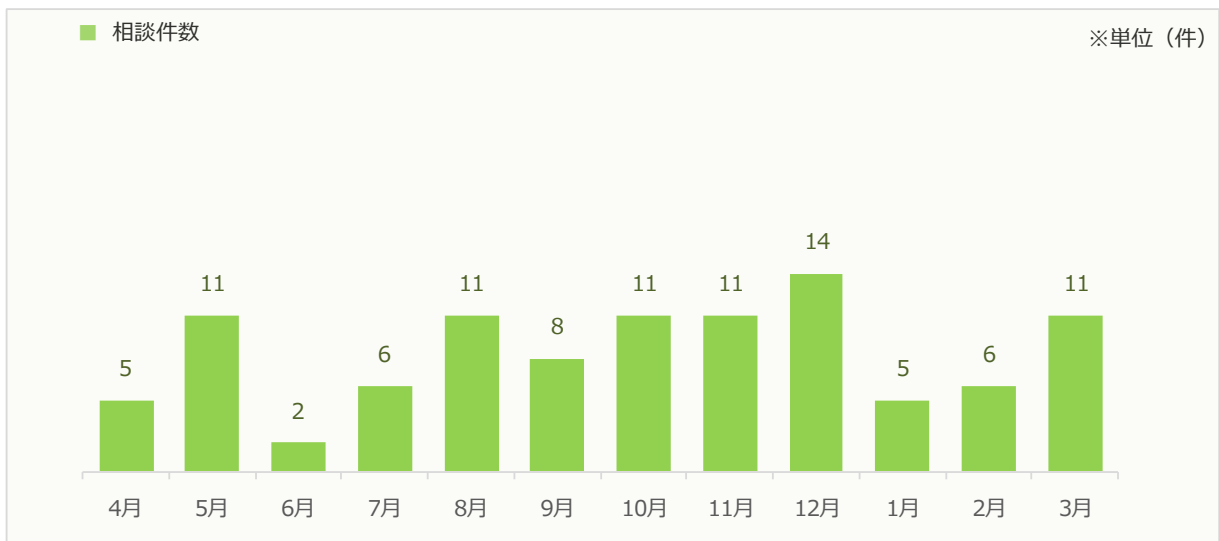
	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
人身事故発生件数	4,133	3,854	3,740	3,258	2,966	2,791	2,436	2,458	2,375	2,619
相談件数	552	490	273	308	192	202	137	112	97	101



2 令和5年度の交通事故相談の状況

(1) 月別相談件数

・月によって相談件数にばらつきがみられるが、4～9月（春～夏）より10～3月（秋～冬）に相談件数が多い傾向が見られる。

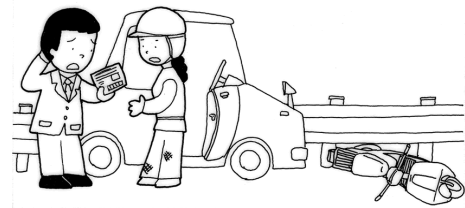
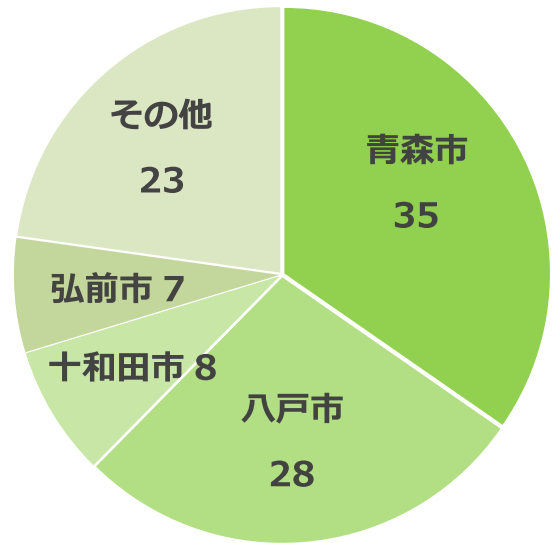


(2) 相談者の市町村別相談件数

・青森市、八戸市、十和田市、弘前市の4市で、全相談件数の約8割を占める。

※単位(件)

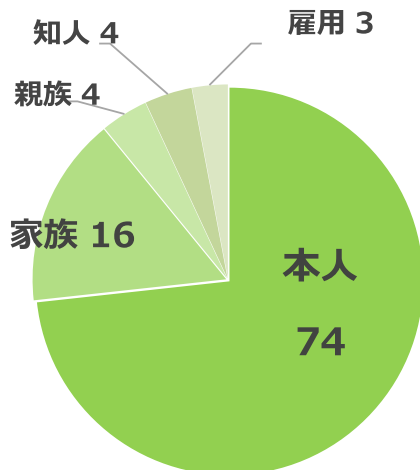
市町村名	相談件数	市町村名	相談件数	
青森市	35	北津軽郡 板柳町	1	
弘前市	7	北津軽郡 鶴田町	0	
八戸市	28	北津軽郡 中泊町	0	
黒石市	4	上北郡 野辺地町	1	
五所川原市	4	上北郡 七戸町	0	
十和田市	8	上北郡 六戸町	0	
三沢市	1	上北郡 横浜町	0	
むつ市	4	上北郡 東北町	0	
つがる市	0	上北郡 六ヶ所村	3	
平川市	1	上北郡 おいらせ町	1	
東津軽郡	平内町	1	下北郡 大間町	0
	今別町	0	下北郡 東通村	0
	蓬田村	0	下北郡 風間浦村	0
	外ヶ浜町	1	下北郡 佐井村	0
西津軽郡	鱒ヶ沢町	0	三戸郡 三戸町	1
	深浦町	0	三戸郡 五戸町	0
中津軽郡	西目屋村	0	三戸郡 田子町	0
南津軽郡	藤崎町	0	三戸郡 南部町	0
	大鰐町	0	三戸郡 階上町	0
	田舎館村	0	三戸郡 新郷村	0
		県外	0	
		不明	0	
		合計	101	



(3) 相談者と事故当事者との関係

・当事者本人からの相談が約7割である。

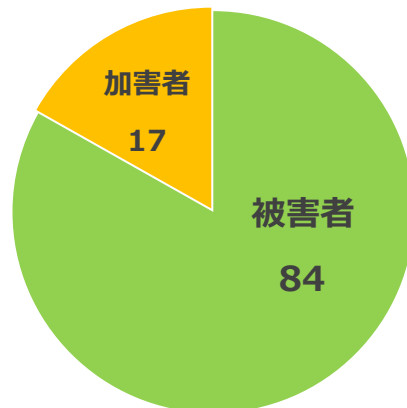
※単位(件)



(4) 被害者・加害者の別

・被害者からの相談が約8割である。

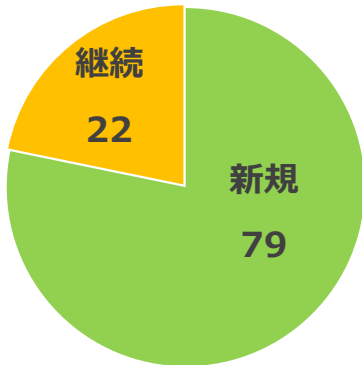
※単位(件)



(5) 新規相談・継続相談の別

・新規の相談が約8割である。

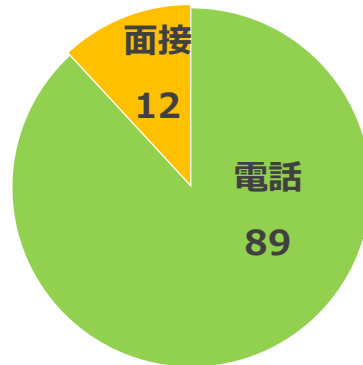
※単位 (件)



(6) 相談方法の別

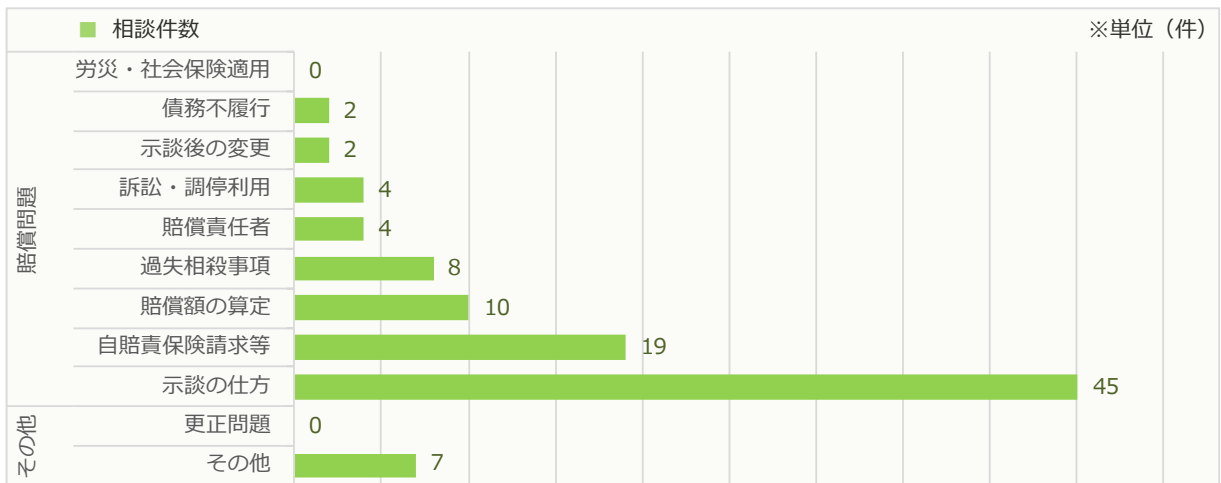
・電話での相談が約9割である。

※単位 (件)



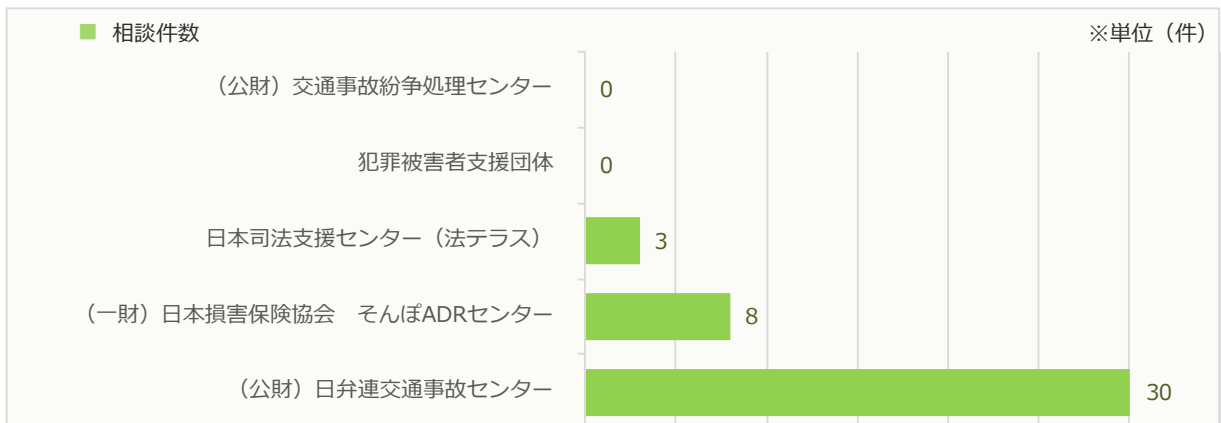
(7) 相談内容別の相談件数

・賠償問題に関する相談が大半を占める。



(8) 援護機関の紹介・あっせん件数

・日弁連交通事故センターへの紹介件数が多い。



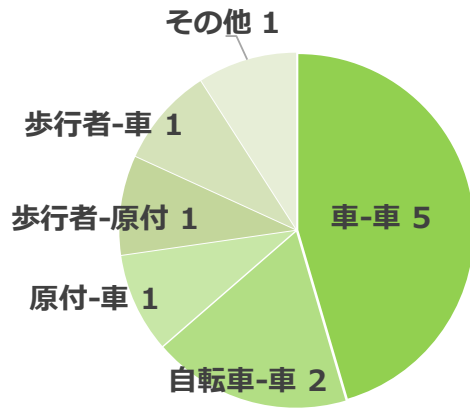
3 令和5年度の新規面接相談（来所・移動）の状況

・新規相談79件のうち、11件が面接相談であった。

(1) 事故種別

・車対車の事故の相談が約半数を占める。

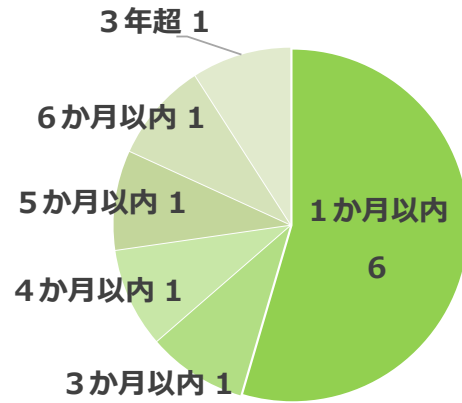
※単位（件）



(2) 事故発生から相談までの期間

・事故発生から1か月以内の相談が約半数を占める。

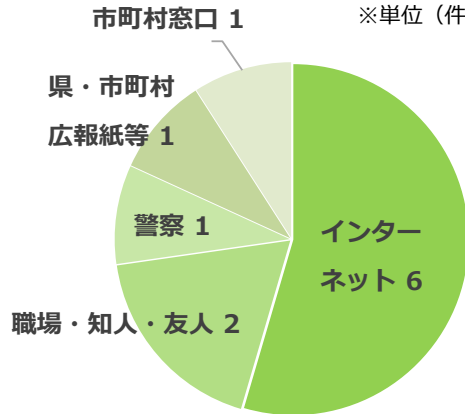
※単位（件）



(3) 交通事故相談所を知った方法

・インターネットで知った割合が約半数を占める。

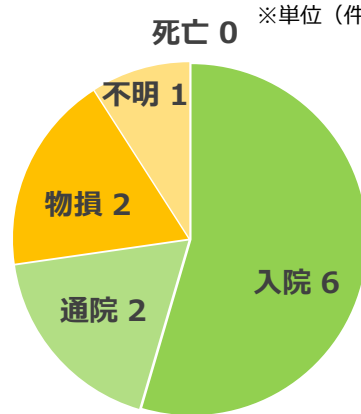
※単位（件）



(4) 物損事故・人身事故の別

・人身事故に関する相談が約7割である。

※単位（件）



Ⅲ 令和5年度の移動相談等の状況

相談員が市役所等に出向いて行う移動相談は、弘前市と八戸市で月2回、五所川原市、十和田市、むつ市で月1回、希望者から事前に電話予約があった場合に実施しています。（弘前市は市民生活センター、他の4市は各市役所市民相談室で実施）

令和5年度の移動相談の実績はありませんでしたが、令和6年度も、引き続き、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市の5市で移動相談を実施します。

なお、移動相談のほか、青森行政監視行政相談センターや県内社会福祉団体からの依頼に応じ、合同行政相談等に相談員を派遣することがあります。

IV 参考資料

1 青森県交通事故相談所設置要綱

(相談所の設置)

- 第1 交通事故被害者対策の一環として、交通事故相談その他の交通事故被害者の援護活動を行い、もって交通事故被害者の福祉の向上に寄与するため、県交通・地域社会部地域生活文化課に交通事故相談所（以下「相談所」という。）を置く。
- 2 相談室を、次の場所に設ける。
青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎北棟内

(相談所の業務)

- 第2 相談所の業務は、次のとおりとする。
- (1) 交通事故により著しい被害を受けた者又はその家族に対し、交通事故相談を実施すること。
 - (2) 交通事故被害者の状況に応じ、関係援護機関等へあっせんを行うこと。
 - (3) 市町村等に対し、交通事故相談事案の処理に関する助言及び研修等を行うこと。
 - (4) 交通事故被害者の援護に関し、市町村及び関係援護機関等相互間の連絡を図ること。
 - (5) 交通事故被害者の援護に関する広報を行うこと。

(組織)

- 第3 相談所に、次に掲げる職員を置く。
- (1) 所長及び事務職員
 - (2) 交通事故相談員

(所長及び事務職員)

- 第4 所長は交通・地域社会部地域生活文化課交通安全担当グループマネージャーをもって充て、事務職員は地域生活文化課所属職員をもって充てる。
- 2 所長は相談所の業務の運営につき総括し、事務職員は相談所の庶務を処理する。

(交通事故相談員)

- 第5 交通事故相談員の身分取扱い、職務等については、「青森県交通事故相談員設置要綱」の定めるところによる。

(相談)

- 第6 相談室における相談日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く日とする。
- 2 相談所は、必要に応じ所外での交通事故相談等を実施する。

(補則)

- 第7 この要綱に定めるもののほか、相談所の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

(中略)

附則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

2 青森県交通事故相談所運営要領

全文改正 昭和62年4月1日

(中略)

改正 令和5年8月1日

(目的)

第1 この要領は、青森県交通事故相談所設置要綱に基づき、青森県交通事故相談所（以下「相談所」という。）の円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(相談業務)

第2 相談所は、交通事故により死亡、重症又は後遺障害等の重大被害を受けた者又はその家族に重点を置き、次の各号に定める事項に留意しながら相談に応ずるものとする。

(1) 損害賠償問題については、事故の状況その他の事実関係の十分な調査に基づき、自動車損害賠償責任保険、民事上の賠償等に関する助言を行う。

(2) 訴訟、調停等の司法手続きによらなければ問題の解決が困難と認められるに至ったものについては、利用可能な諸司法手続きを一般的に教示するにとどめ、日弁連交通事故相談センター、法律扶助協会等にあっせんして、その処理を委ねる。

(3) 更生問題については、更生の方途、各種社会福祉制度利用等について助言するとともに、必要に応じ地方法務局、福祉事務所、公共職業安定所、社会福祉協議会その他の被害者等の援護にあたる行政機関又は団体へのあっせんを行う。

(4) 交通事故相談実施後においても、なお引き続き補完的な助言を要すると認められるものについては、市町村、民生委員又は人権擁護委員等に連絡し、補完的な助言を行う等の協力を求める。

(5) 前各号に定めるもののほか、交通事故相談に関し必要な事項について相談に応ずる。

(交通事故相談員)

第3 相談所に、交通事故相談員（以下「相談員」という。）を2人置く。

2 相談員は、相談事案1件ごとに、相談内容の概要及びその処理事項を明らかにした相談票を作成しなければならない。

(相談所の運営)

第4 相談所は、相談員を配置するなどして相談に応ずることとし、相談時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。ただし午後0時から午後1時までの休憩時間を除く。

(広報)

第5 相談所は、住民に対し、民事上の損害賠償制度、自動車損害賠償責任保険制度等交通事故により被害を受けた際に必要な予備知識の普及に努めるものとする。

(市町村に対する助言)

第6 相談所は、市町村における交通事故相談活動の充実強化を図るため、交通事故相談に関する市町村職員の研修及び交通事故相談業務の運営に関する市町村への助言に努めるものとする。